

(第3回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 8 年 8 月 2 6 日
契 約 業 者 名	東亜道路工業（株）関東支社
契 約 業 者 の 住 所	港区六本木 7－3－7
工 事 の 名 称	R 7 国道 6 号酒門町交差点立体改良外工事
工 事 場 所	茨城県水戸市酒門町地先 茨城県日立市大和田町地先～茨城県日立市石名坂町地先
工 事 種 別	アスファルト舗装工事
工 事 概 要 (変更した内容について 記述する)	別紙のとおり
工 期 (自)	令和 7 年 1 0 月 1 日
工 期 (至)	令和 8 年 1 1 月 3 0 日
変 更 前 の 契 約 金 額	3 1 0 , 2 0 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 6 7 , 1 0 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	3 7 7 , 3 0 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	別紙のとおり

契約変更理由書

R 7 国道 6 号酒門町交差点立体改良外工事（第 3 回変更）

本工事は、令和 7 年 9 月 29 日付けで、東亜道路工業株式会社と契約を締結し、現在鋭意施工中であるが、当初の契約内容を施工するうえで、工事発注後に明らかになった下記理由のとおり、本工事で施工することが必須であることから変更するものである。

記

1. 道路土工

- 1) 当初特記仕様書第 33 条より受注者と協議の結果、掘削工を減工し、掘削工 (ICT) を追加する。
- 2) 現地調査の結果、施工幅員に変更があったため、路体盛土工を増工する。
- 3) 現地調査の結果、運搬する土砂量及び運搬距離に相違があったため、路体盛土工 (ICT) を増工する。
- 4) 隣接工区の工事において当初予定していた工事が施工不可となり、本工事において施工を行わないと当初契約の工種の施工が不可能となるため、路床盛土工 (ICT) を増工する。
- 5) 現地調査の結果、法面整形工 (ICT) については、数量精査 (増) する。

2. 擁壁工

- 1) 隣接工区の工事において予定していた工事が施工不可となり、本工事において施工を行わないと当初契約の工種の施工が不可能となるため、作業土工、ジオテキスタイル補強土壁工を追加する。
- 2) 現地調査の結果、足場を設置する必要性が確認されたため、場所打擁壁工 (構造物単位)、場所打擁壁工 (中分側擁壁) を増工する。
- 3) 現地調査の結果、設計通りの施工では安全に法面を築造できないことが判明したため、安全に築造するため場所打擁壁工 (構造物単位)(2)を追加する。
- 4) 現地調査の結果、場所打擁壁工 (歩車道境界擁壁) については、数量精査 (減) する。

3. 舗装工

- 1) 現地調査の結果、橋の粉塵等の付着が著しく、下地処理の必要性が確認されたため、橋面防水工を増工する。
- 2) 現地調査の結果、アスファルト舗装工 (1)、車道部アスファルト舗装工 (2) 車道橋面部、アスファルト舗装工 (3) 踏掛版部、アスファルト舗装工 (4) 歩道部、アスファルト舗装工 (5) 歩道橋面部については、数量精査 (減) する。
- 3) 現地調査の結果、地権者への機能補償が必要であることが判明したため、アスファルト舗装工 (6) 歩道乗入部及びアスファルト舗装工 (8) 機能補償舗装工を追加する。

- 4) 設計の修正の結果、本設舗装ができないことが判明したため、アスファルト舗装工(7) 仮舗装を追加する。
- 5) 現地調査の結果、シールコンクリートの打設が必要と判明したため、コンクリート舗装工を追加する。

4. 排水構造物工

- 1) 現地調査の結果、想定より床掘りする量が増となり、土砂を運搬する必要があるため、作業土工を増工する。
- 2) 隣接工区の工事において当初予定していた工事が施工不可となり、本工事において施工を行わないと当初契約の工種の施工が不可能となるため、側溝工、管渠工及び集水桝・マンホール工を増工する。
- 3) 現地調査の結果、排水工については、数量精査(増)する。

5. 縁石工

- 1) 現地調査の結果、縁石工については、数量精査(増)する。

6. 踏掛版設置工

- 1) 隣接工区の工事において当初予定していた工事が施工不可となり、本工事において施工を行わないと当初契約の工種の施工が不可能となるため、踏掛版設置工及び踏掛版設置工を追加する。
- 2) 現地調査の結果、調整コンクリートを施工する必要があるため、踏掛版設置工を増工する。

7. 防護柵工

- 1) 現地調査の結果、仮設ガードレールを設置する必要があるため、路側防護柵工を増工する。
- 2) 現地調査の結果、安全性を考慮し重力式擁壁の設置長を延長する必要があるため、それに伴い転落防止策を設置する必要があるため、防止柵工を増工する。

8. 道路附属施設工

- 1) 隣接工区の工事において当初予定していた工事が施工不可となり、本工事において施工を行わないと当初契約の工種の施工が不可能となるため増工をし、工程を見直した結果、道路附属物工を減工する。

9. 橋梁附属物工

- 1) 現地調査の結果、橋梁用高欄工については、数量精査(増)する。

10. 区画線工

- 1) 現地調査の結果、区画線工については、数量精査(減)する。

1 1. 情報ボックス工

- 1) 隣接工区の工事において当初予定していた工事が施工不可となり、本工事において施工を行わないと当初契約の工種の施工が不可能となるため増工をし、工程を見直した結果、作業土工及び管路工（管路部）を減工する。

1 2. 付帯設備工

- 1) 隣接工区の工事において当初予定していた工事が施工不可となり、本工事において施工を行わないと当初契約の工種の施工が不可能となるため増工をし、工程を見直した結果、ハンドホール工を減工する。

1 3. 電線共同溝工

- 1) 隣接工区の工事において当初予定していた工事が施工不可となり、本工事において施工を行わないと当初契約の工種の施工が不可能となるため増工をした結果、工程を見直した結果、管路工（管路部）及びプレキャストボックス工（特殊部）を減工する。

1 4. 構造物撤去工

- 1) 現地調査の結果、取り壊す必要のある構造物が新たに判明したため、防護柵撤去工及び道路付属施設撤去工を追加する。
- 2) 現地調査の結果、取り壊す必要のある構造物が新たに判明したため、構造物取壊し工を増工する。
- 3) 構造物取壊し工の増工及び、防護柵撤去工及び道路付属施設撤去工の追加に伴い、運搬処理工を増工する

1 5. 仮設工

- 1) 現地調査の結果、情報ボックス工にて、土留めの施工が必要であることが半径したため、土留・仮締切工を追加する。

1 6. 共通仮設費

- 1) 準備工にて発生した廃棄物の処理のため、一般廃棄物運搬費及び一般廃棄物処分費を追加する。
- 2) 特記仕様書第 72 条により、土壌分析試験を追加する。

1 7. 舗装工【酒門地区】

- 1) 現地調査の結果、アスファルト舗装工については、数量精査（減）する。

1 8. 排水構造物工【酒門地区】

- 1) 現地調査の結果、側溝を取り壊す必要がないことが分かり、それに伴って側溝の再設置の必要がなくなったため、側溝工を減工する。

19. 縁石工【酒門地区】

- 1) 現地調査の結果、縁石を取り壊す必要がないことが分かり、それに伴って縁石の再設置の必要がなくなったため、縁石工を減工する。

20. 標識工【酒門地区】

- 1) 現地調査の結果、少ない土工量で施工が可能と判明したため、作業土工を減工する。
- 2) 現地調査の結果、設計図書通りの施工が不可能であることが判明したため、設置位置の変更及び構造変更が必要となったため、大型標識工を増工する。

21. 区画線工【酒門地区】

- 1) 現地調査の結果、路面表示を行う必要が確認できたため、区画線工を追加する。

22. 構造物撤去工【酒門地区】

- 1) 現地調査の結果、撤去した標識を切断する必要が判明したため、標識撤去工を増工する。
- 2) 現地調査の結果、少ない土工量で施工が可能と判明したため、作業土工を減工する。
- 3) 現地調査の結果、構造物取壊し工については、数量精査（減）する。
- 4) 現地調査の結果、側溝及び縁石を取り壊す必要がないことが分かったため、排水構造物撤去工及び縁石撤去工を減工する
- 5) 現地調査の結果、夜間に施工する必要が確認されたため、それに伴い運搬を夜間に行う必要が生じたため、運搬処理工を増工する。

23. 仮設工【酒門地区】

- 1) 現地調査の結果、交通管理工については、数量精査（減）する。

24. 共通仮設費【酒門地区】

- 1) 現地調査の結果、大型標識の設置のために試掘を行う必要が確認されたため、試掘を追加する。
- 2) 特記仕様書第38条により、快適トイレ設置費を追加する。

25. 工期は舗装工の増工により94日間延長し、令和8年11月30日までとする。

以 上